

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちなちをめぐして



第12回合併協議会開催 … 2

せたな町組織機構図 … 4

せたな町「町章」募集… 7

檜山北部三町を訪ねて
第9回 北檜山町 …… 8

第12回合併協議会開催

報告3件、議案3件を承認

新町の 「組織」及び「機構」 を報告

第10号

2005.4

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第12回合併協議会開催



第12回檜山北部合併協議会が、平成17年3月29日(火)に北檜山町健康センターで開催されました。

本協議会では、報告案件3件、議案3件について報告・協議が行われ、すべて承認されました。

新町の組織及び機構についての報告では、住民サービスの観点から活発な意見交換が行われました。

平成16年	12月7日	○合併協定調印式 場所：北檜山町健康センター 時間：午後3時
	12月21日	○大成町議会廃置分合関連5議案議決 ○瀬棚町議会廃置分合関連5議案議決 ○北檜山町議会廃置分合関連5議案議決
平成17年	1月17日	○3町の廃置分合について道知事へ申請 檜山支庁長室・3町長持参提出
	1月19日	○合併特例法第9条の4の規定に基づく一部事務組合等に対する通知を3町長連名で行う
	3月24日	○廃置分合に係る道議会議決 ○郡の区域決定に関する道議会議決

報告事項

◎合併協定調印式以降の経過報告
昨年12月に行われた合併協定調印式以降の経過について、次のような報告がありました。

◎新町の組織及び機構
行財政専門部会より、次のような報告がありました。

新町の組織及び機構の整備方針は「常に組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図る」として、三段階に分けて整備を行います。平成十七年九月一日〜平成十八年三月三十一日を第一期間Ⅱ暫定整備期間、第一期終了後〜五年間(合併特例区の終了まで)を第二期間Ⅱ経過的整備期間、第二期間終了後を第三期間Ⅱ合併特例区の五年間が終了した後の整備期間とし、段階的に理想に近い組織機構にしていくというものです。

また、整備方針に基づいて作成された「せたな町組織機構図」(四〜五ページに掲載しています)については、第一期の暫定整備期間のものとしてとらえていただきたいと思います。

■主な意見・質問

質問—この「組織機構図」は、三町の現在の機構をそのまま上げた印象を受けるのですが、九月以降に縮小して機構の改革を図るといふものがあれば説明していただきたいと思えます。

質問―例えば戸籍の関係は、北檜山町では町民課、大成町では町民福祉課、瀬棚町は総務課ということになっているのですが、同じ町内で担当課が違う名称では分かりにくいと思います。一日も早くきっちり形を整えることが一番いい方法ではないかと思えます。

回答―専門部会でも、課の名称の統一については議論しましたが、現在の名称を変更して、さらに仕事の内容も別なところへ移動するとなれば、住民に戸惑いが生じることが考えら

回答―九月一日に合併して一気に変えることになると、住民へのサービ

又面の問題や住民の不安につながる

ことが考えられますので、できるだけ現状のままを維持する形で来年の三月までいきたいという考えです。

それ以降については住民の皆さんに不便をかけないように改革していきたいと考えています。

意見―機構づくりに関しては、住民に説明できなければいけないと思います。例えば、一期目はこういう段取りで考えていて、二期目にはこういう施策を講じていきたいというように将来構想を示すべきです。

意見―できれば来年四月あたりに少しでも方向性のある案を示せばいいのではないかと思います。

それから北檜山の産業振興課の中にある農業センターの位置づけなのですが、町で独自に持っているとはいいながら、こういう三つの町にまたがって実施していく可能性のあるものに関しては、新年度からでも三つ共通の位置づけにして有効活用していく方がいいのではないのでしょうか。住民も使いやすいですし、合併のメリットを感じることができると

思います。

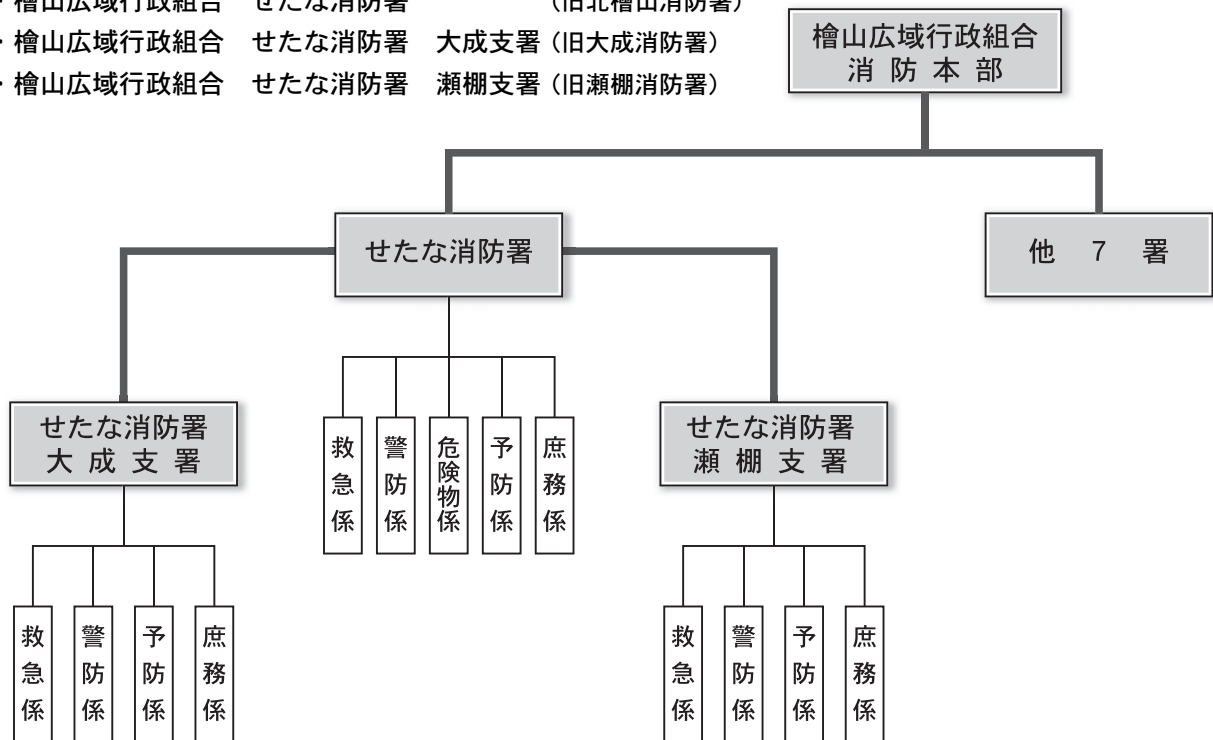
会長―将来に向けて、きょうの意見を参考にしながら、新しい機構改革の構想を練っていただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

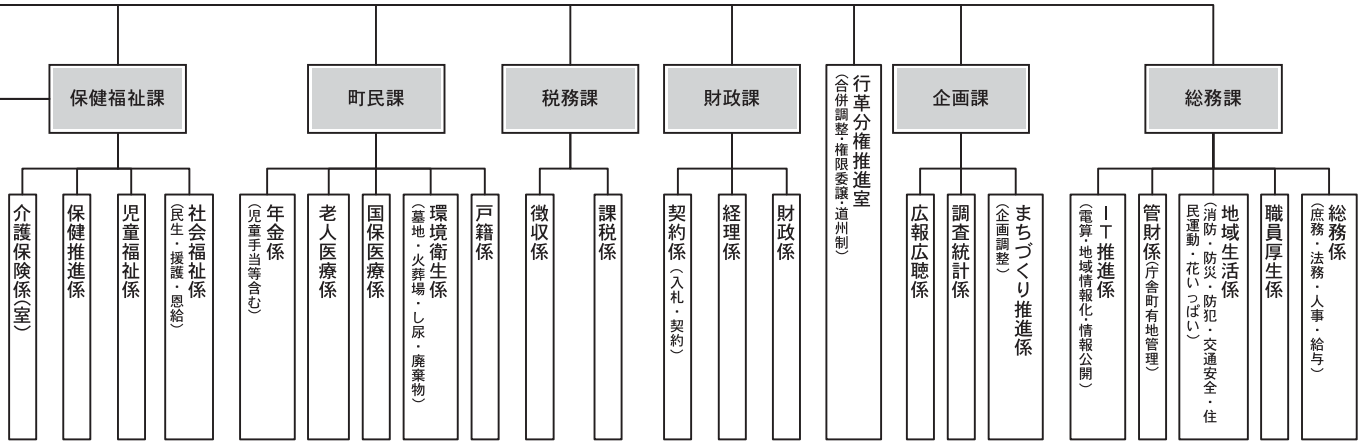
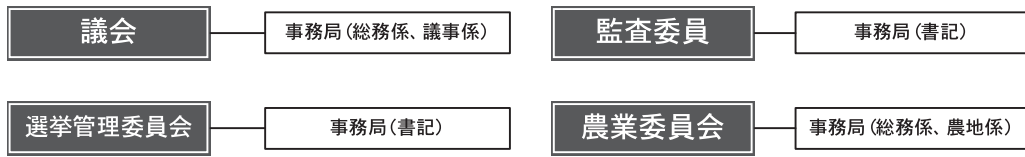
れます。そこでこの暫定期間においては、今までどおりの名称で、取り扱いについても今までと同じ部署で行うこととし、半年くらいたって、次の機構改革を行う時点で、統一した方がいいという結論になりました。

●新町消防署・支署組織図及び名称

【組織及び名称】

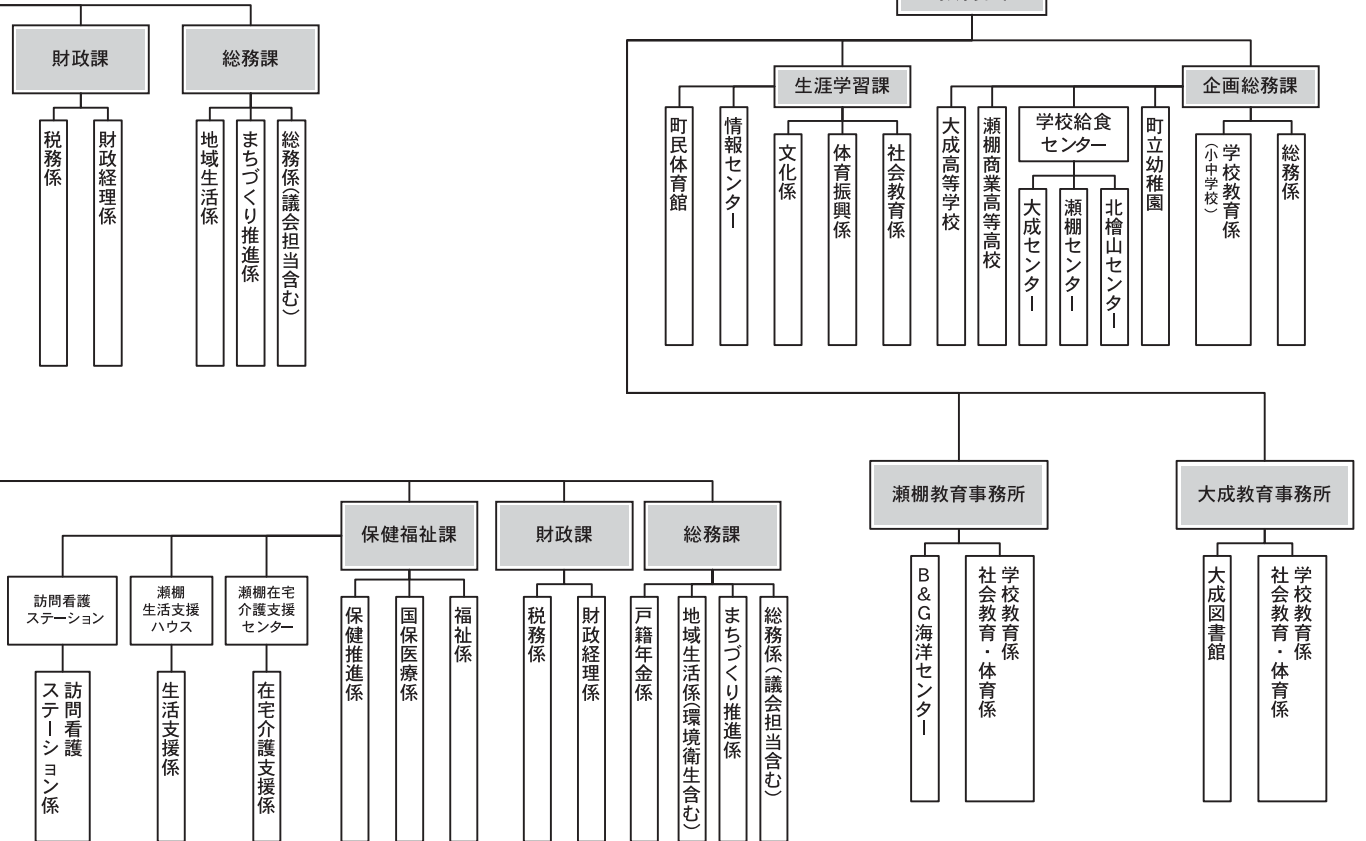
- ・ 檜山広域行政組合 せたな消防署 (旧北檜山消防署)
- ・ 檜山広域行政組合 せたな消防署 大成支署 (旧大成消防署)
- ・ 檜山広域行政組合 せたな消防署 瀬棚支署 (旧瀬棚消防署)



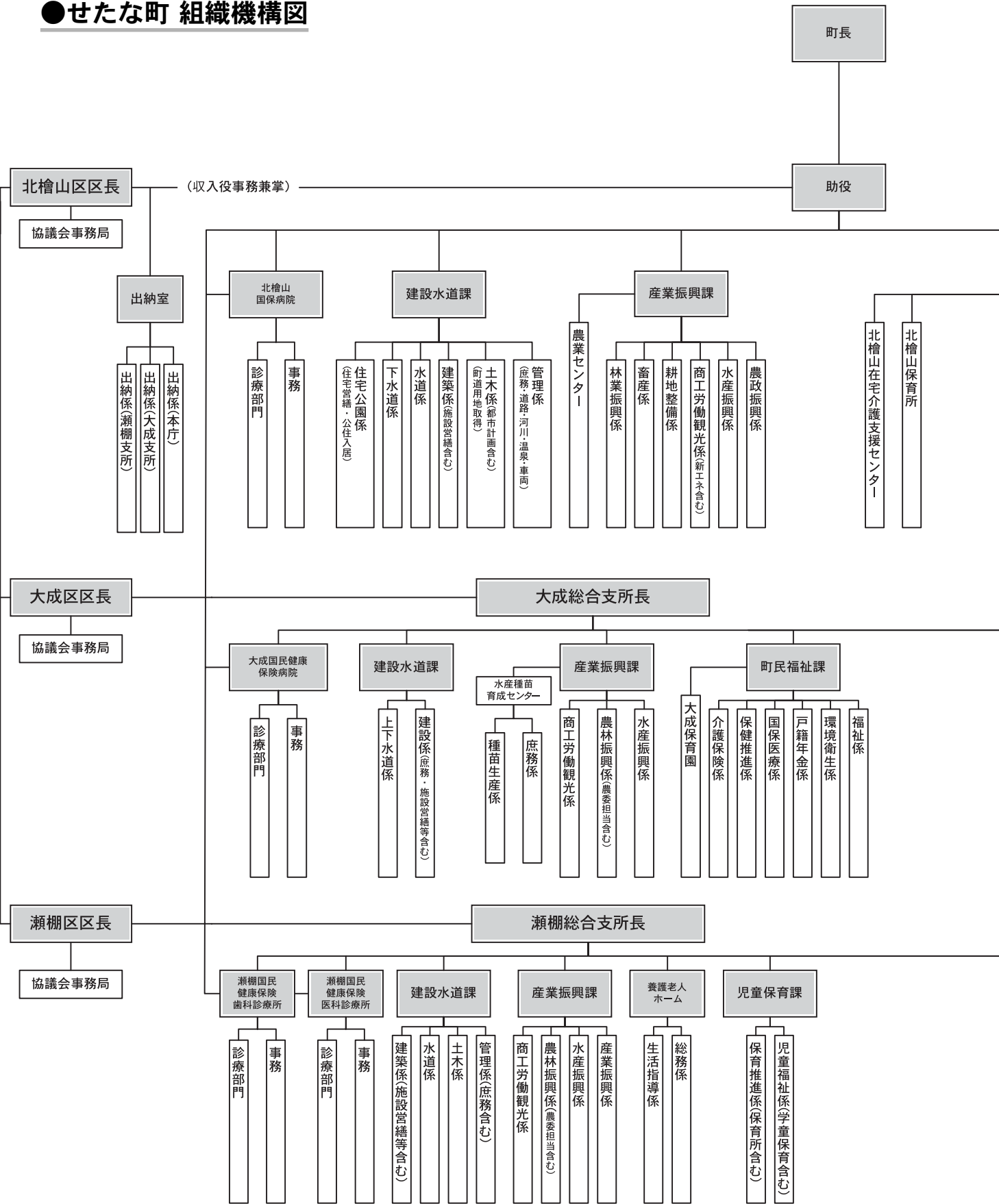


教育委員会

教育長



●せたな町 組織機構図



町章選定スケジュール

【平成17年4月】

- 図案選定委員会の設置、募集方法等決定
町章募集応募用紙、募集広報準備、マスコミ等への報道依頼



【平成17年5・6月】

- 公募開始・公募期間
平成17年5月1日から平成17年6月15日までの45日間



【平成17年7・8月】

- 応募作品の整理、集計
- ホームページ等で応募総数等の報告
- 委員会の開催（随時）
- 町章候補作品の絞込み（10点以内）
- 候補作品の確認作業（他市町村章等類似確認作業）



【平成17年9月】

- 新町において設置する町章選定委員会で上記選定作品10点の中から採用作品1点、優秀作品2点、佳作2点を決定する。



【平成17年10月】

- 町章図案の発表
- 町章デザインの調整
- 町章の告示
- 新町印刷物の準備、町旗・パネル等の作成
- 広報誌等による住民広報



【平成17年11月】

- 合併記念式典 町章図案採用者等への賞品授与

◎町章図案の選定

町章の選定については合併協議会の調整事項として、「新町において新たに定める」としてはありますが、募集等も含めるとある程度期間を要することや本年十一月に開催を検討している合併記念式典において、町章図案採用者の賞品授与などを考慮し

て合併前から選定の準備を進めるというものです。

町章選定スケジュールと町章図案選定委員会設置に関する協議書について報告がありました。

議案事項

◎平成十六年度合併協議会補正予算

（承認）

補正の内容は、歳入では歳出の減額に伴う負担金と補助金の精査、歳出では決算を見越した過不足額の増

減が主なものとなり、歳入歳出補正額合計で、一三九万四千円の減額で、補正後予算額は歳入歳出総額三、四八四万二千元とするものです。異議なく原案のとおり承認されました。

◎平成十七年度合併協議会収支予算

（承認）

歳入歳出予算の総額は、それぞれ七〇三万六千元とする旨の説明があり、異議なく原案のとおり承認されました。

◎合併協議会の解散

（承認）

「檜山北部三町合併協議会は、平成十七年八月三十一日をもって解散し、協議会の収支については、協議会規約に基づき解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算するものとする」という内容です。

合併協議会の廃止については、各町議会の議決が必要になるため、六月の議会で合併協議会廃止の議決をお願いする予定です。異議なく原案のとおり承認されました。

平成17年9月1日に大成町・瀬棚町・北檜山町が合併して「せたな町」が誕生します。
この「せたな町」にふさわしい町章を募集します。

北海道

せたな町「町章」募集

募集期間は5月1日～6月15日（消印有効）です

賞金等

最優秀賞	1点	賞金	10万円	副賞	せたな町特産品
優秀作品	2点	賞金	2万円	副賞	せたな町特産品
佳作作品	2点	賞品	せたな町特産品		

現在の町章は



大成町



瀬棚町



北檜山町

募集要項

募集要件

- ・「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にすまち」にふさわしい町章図案であること。
- ・町旗、バッジ、封筒等にも使用できる図案であること。
- ・用紙の地色を含めて4色以内とする。グラデーション（ぼかし・色の濃さを段階的に変える）は不可。
- ・自作の未発表作品に限る。
- ・他の都道府県章、他の市町村章及び商標等と類似しないデザインのものであること。

募集方法

- ・応募資格は問いません。なお、同一人の応募は、何点でも可能です。
- ・指定の応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA-4白色用紙を縦長に使用し（天地を明示する）、用紙1枚につき1作品とします。
- ・応募に当たっては、図案の趣旨、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業及び電話番号を用紙に記載してください。
- ・応募は、持参又は封書による郵送とします。（Eメールによる応募は受付しません）

選定方法

応募された作品は、「せたな町」町章図案選定委員会において採用候補作品10点以内を選考し、合併後、せたな町で設置する町章選定委員会で最優秀賞等を決定します。

発表

せたな町ホームページ等で発表するとともに、入賞者には別途通知します。

その他

- ・採用作品に関する一切の権利は、檜山北部3町合併準備事務局及び「せたな町」に帰属するものとします。
- ・応募作品は返還しません。
- ・採用作品の使用に当たっては、一部補作・修正させていただくことや、モノクロで使用する場合があります。

お問合せ・応募先

檜山北部3町合併準備事務局（合併協議会事務局内）または各町総務担当課
〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63の1
TEL 01378-4-5111 内線 453、451
HP <http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>
E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

檜山北部3町を訪ねて **北檜山町****北檜山グリーンパーク「パークゴルフ場」**

北檜山グリーンパークの「パークゴルフ場」は全長1,218m、合計36ホールの中には約100mのコースを4ホール備えている北海道内屈指の広いコースです。緑豊かな景観が楽しめるとともに、秀峰遊楽部岳が眺望でき、自然の雄大さを感じさせてくれます。

グリーンパーク内には他に「多目的広場」「学習の森」「野鳥の森」「ホタルの里」「水辺の森」などがあり、子どもから大人まで楽しめる自然公園になっています。



ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

お問い合わせ

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63 番地の 1 (北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp